



鳥取県公報

令和8年2月24日（火）
号外第14号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則
（6）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ◇ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（1）（警務課）・・・・・・ 5
- ◇ 調達公告 総合評価一般競争入札の実施（教育委員会図書館）・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

公布された規則のあらまし

◇鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県建設工事等入札制度基本方針において、建設工事及び測量等業務に係る随意契約を行う基準額が変更されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 設計金額が建設工事の請負契約にあつては400万円以上（現行 250万円以上）、測量等業務の委託契約にあつては200万円以上（現行 100万円以上）の契約の相手方は入札により決定するものとし、その入札は電子入札により行うものとする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和8年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第6号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<p>(入札方式)</p> <p>第15条 請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この章において同じ。）が次の表の左欄に掲げる額の建設工事の請負契約又は委託対象設計金額（測量等業務に係る委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この項において同じ。）が同表の中欄に掲げる額の測量等業務の委託契約は、それぞれ同表の右欄に定める入札の方式により相手方を決定するものとする。</p>			<p>(入札方式)</p> <p>第15条 請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この章において同じ。）が次の表の左欄に掲げる額の建設工事の請負契約又は委託対象設計金額（測量等業務に係る委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この項において同じ。）が同表の中欄に掲げる額の測量等業務の委託契約は、それぞれ同表の右欄に定める入札の方式により相手方を決定するものとする。</p>		
請負対象設計金額	委託対象設計金額	入札の方式	請負対象設計金額	委託対象設計金額	入札の方式
<p><u>400万円以上</u> 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額（以下「特例政令建設工事適用基</p>	<p><u>200万円以上</u> 特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに係る基準額（以下「特例政令測量等業務適用基準額」という。）未満</p>	<p>略</p>	<p><u>250万円以上</u> 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額（以下「特例政令建</p>	<p><u>100万円以上</u> 特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに係る基準額（以下「特例政令測量等業務適用基準額」という。）未満</p>	<p>略</p>

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">準額」とい う。)未満</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(電子入札)</p> <p>第25条 知事は、次の表の左欄に掲げる建設工事等の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める設計金額以上の入札を行う場合には、電子入札により行うものとする。ただし、同表の右欄に定める設計金額に満たない建設工事等の入札を行う場合において、当該入札に参加すると見込まれる有資格者の全てが電子入札を行う上で支障がないと認められるときは、電子入札により入札を行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">設計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td style="text-align: right;">400万円</td> </tr> <tr> <td>測量等業務</td> <td style="text-align: right;">200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>(落札者の決定)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 予定価格が400万円以上の建設工事及び200万円以上の測量等業務については、総合評価競争入札を積極的に活用するものとする。この場合において、落札者の決定は、前項の規定にかかわらず、別に要領で定めるところにより行う。</p> <p>3 略</p>	準額」とい う。)未満			略			区分	設計金額	建設工事	400万円	測量等業務	200万円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">準額」とい う。)未満</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>(電子入札)</p> <p>第25条 知事は、次の表の左欄に掲げる建設工事等の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める設計金額以上の入札を行う場合には、電子入札により行うものとする。ただし、同表の右欄に定める設計金額に満たない建設工事等の入札を行う場合において、当該入札に参加すると見込まれる有資格者のすべてが電子入札を行う上で支障がないと認められるときは、電子入札により入札を行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">設計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td style="text-align: right;">250万円</td> </tr> <tr> <td>測量等業務</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>(落札者の決定)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 予定価格が250万円以上の建設工事及び100万円以上の測量等業務については、総合評価競争入札を積極的に活用するものとする。この場合において、落札者の決定は、前項の規定にかかわらず、別に要領で定めるところにより行う。</p> <p>3 略</p>	準額」とい う。)未満			略			区分	設計金額	建設工事	250万円	測量等業務	100万円
準額」とい う。)未満																									
略																									
区分	設計金額																								
建設工事	400万円																								
測量等業務	200万円																								
準額」とい う。)未満																									
略																									
区分	設計金額																								
建設工事	250万円																								
測量等業務	100万円																								

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則第19条第1項の規定による公告（指名競争入札にあっては、指名競争入札に参加することができる者の指名。以下「調達公告」という。）を行う一般競争入札及び指名競争入札について適用し、同日前に調達公告を行った一般競争入札及び指名競争入札については、なお従前の例による。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月24日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

鳥取県公安委員会規則第1号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 生活安全部（第10条—<u>第14条</u>）</p> <p>第4章 刑事部（<u>第15条—第20条</u>）</p> <p>第5章 交通部（<u>第21条—第26条</u>）</p> <p>第6章 警備部（<u>第27条—第31条</u>）</p> <p>第7章 警察学校（<u>第32条</u>）</p> <p>第8章 内部組織（<u>第33条・第34条</u>）</p> <p>第9章 職制及び職務（<u>第35条—第60条</u>）</p> <p>第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（生活安全部の分課）</p> <p>第10条 生活安全部に、次の<u>4課</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 20px;">生活安全企画課</p> <p style="padding-left: 20px;">少年・人身安全対策課</p> <p style="padding-left: 20px;">サイバー犯罪対策課</p> <p style="padding-left: 20px;">地域課</p> <p>（生活安全企画課）</p> <p>第11条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）～（5） 略</p> <p style="padding-left: 20px;">（6） 次に掲げる法律の規定による鳥取県公安委員会又は本部長の権限に属する事務に関すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">ア～シ 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ス 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">（7）～（16） 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 生活安全部（第10条—<u>第15条</u>）</p> <p>第4章 刑事部（<u>第16条—第21条</u>）</p> <p>第5章 交通部（<u>第22条—第27条</u>）</p> <p>第6章 警備部（<u>第28条—第32条</u>）</p> <p>第7章 警察学校（<u>第33条</u>）</p> <p>第8章 内部組織（<u>第34条・第35条</u>）</p> <p>第9章 職制及び職務（<u>第36条—第60条</u>）</p> <p>第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（生活安全部の分課）</p> <p>第10条 生活安全部に、次の<u>5課</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 20px;">生活安全企画課</p> <p style="padding-left: 20px;">少年・人身安全対策課</p> <p style="padding-left: 20px;">サイバー犯罪対策課</p> <p style="padding-left: 20px;">地域課</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>通信指令課</u></p> <p>（生活安全企画課）</p> <p>第11条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）～（5） 略</p> <p style="padding-left: 20px;">（6） 次に掲げる法律の規定による鳥取県公安委員会又は本部長の権限に属する事務に関すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">ア～シ 略</p> <p style="padding-left: 20px;">（7）～（16） 略</p> <p>2～4 略</p>

(サイバー犯罪対策課)

第13条 サイバー犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) サイバー犯罪（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、電子計算機又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。以下同じ。）に係る対策（以下「サイバー犯罪対策」という。）の企画及び運営に関すること。

(2) サイバー犯罪対策の指導及び教養に関すること。

(3) サイバー犯罪の取締りに関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(地域課)

第14条 地域課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(6) 略

(7) 地域警察活動を行う警察官の指導に関すること。

(8) 警察通信指令に関すること。

(9) 緊急配備に関すること。

(10) 警察通信に関すること。

2 地域課に、通信指令室及び鉄道警察隊を附置する。

3 通信指令室においては、第1項第8号から第10号までに掲げる事務を処理する。

4 略

(サイバー犯罪対策課)

第13条 サイバー犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) サイバー犯罪（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、電子計算機又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。）の取締りに関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(地域課)

第14条 地域課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(6) 略

2 地域課に、地域指導室及び鉄道警察隊を附置する。

3 地域指導室においては、地域警察活動を行う警察官の指導に関する事務を処理する。

4 略

(通信指令課)

第15条 通信指令課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 警察通信指令に関すること。

(2) 緊急配備に関すること。

(3) 警察通信に関すること。

(刑事部の分課)

第15条 略

(刑事企画課)

第16条 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 捜査運営の企画及び適正な捜査の指導に関すること。

(2)～(10) 略

2～4 略

(捜査第一課)

第17条 略

(捜査第二課)

第18条 略

(鑑識課)

第19条 略

(科学捜査研究所)

第20条 略

(交通部の分課)

第21条 略

(交通企画課)

第22条 略

(交通指導課)

第23条 略

(運転免許課)

第24条 略

(交通機動隊)

第25条 略

(高速道路交通警察隊)

第26条 略

(警備部の分課)

第27条 略

(刑事部の分課)

第16条 略

(刑事企画課)

第17条 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 捜査運営の企画及び指導に関すること。

(2)～(10) 略

2～4 略

(捜査第一課)

第18条 略

(捜査第二課)

第19条 略

(鑑識課)

第20条 略

(科学捜査研究所)

第21条 略

(交通部の分課)

第22条 略

(交通企画課)

第23条 略

(交通指導課)

第24条 略

(運転免許課)

第25条 略

(交通機動隊)

第26条 略

(高速道路交通警察隊)

第27条 略

(警備部の分課)

第28条 略

(警備第一課)

第28条 略

(警備第二課)

第29条 略

(外事課)

第30条 外事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) 略

(3) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。

ア・イ 略

ウ 第28条第4号アからエまでに掲げる犯罪その他の警備犯罪で外国人に係るもの及びその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに係るもの

(4) サイバー攻撃対策に関すること。

(機動隊)

第31条 略

(警察学校)

第32条 略

(警察本部の課等の内部組織の設置)

第33条 略

(警察署の内部組織の設置)

第34条 略

(部長)

第35条 略

(総括参事官、参事官及び参事監)

第36条 略

(首席監察官)

第37条 略

(地域統括参事官)

第38条 略

(課長、所長及び隊長)

第39条 略

(警備第一課)

第29条 略

(警備第二課)

第30条 略

(外事課)

第31条 外事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) 略

(3) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。

ア・イ 略

ウ 第31条第4号アからエまでに掲げる犯罪その他の警備犯罪で外国人に係るもの及びその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに係るもの

(機動隊)

第32条 略

(警察学校)

第33条 略

(警察本部の課等の内部組織の設置)

第34条 略

(警察署の内部組織の設置)

第35条 略

(部長)

第36条 略

(総括参事官、参事官及び参事監)

第37条 略

(首席監察官)

第38条 略

(地域統括参事官)

第39条 略

(課長、所長及び隊長)

第40条 略

<p>(被害者支援官) 第40条 略</p> <p>(監査官) 第41条 略</p> <p>(物品契約官) 第42条 略</p> <p><u>(人材戦略官)</u> 第43条 警務部に人材戦略官を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。 2 人材戦略官は、上司の命を受け、第6条第1項第2号及び第12号から第15号までに掲げる事務を統括する。</p> <p>(監察官) 第45条 略</p> <p>(人身安全対策官) 第46条 略</p> <p>(組織犯罪対策官) 第47条 略 2 組織犯罪対策官は、上司の命を受け、第18条第1項第5号から第15号までに掲げる事務を統括する。</p> <p>(交通規制官) 第48条 略 2 交通規制官は、上司の命を受け、第22条第1項第6号から第9号までに掲げる事務を統括する。</p> <p><u>(航空官)</u> 第49条 警備部に航空官を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</p>	<p>(被害者支援官) 第41条 略</p> <p>(監査官) 第42条 略</p> <p>(物品契約官) 第43条 略</p> <p><u>(安全衛生官)</u> 第45条 警務部に安全衛生官を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。 2 安全衛生官は、上司の命を受け、健康管理に関する事務を統括する。</p> <p>(監察官) 第46条 略</p> <p>(人身安全対策官) 第47条 略</p> <p>(組織犯罪対策官) 第48条 略 2 組織犯罪対策官は、上司の命を受け、第19条第1項第5号から第15号までに掲げる事務を統括する。</p> <p>(交通規制官) 第49条 略 2 交通規制官は、上司の命を受け、第23条第1項第6号から第9号までに掲げる事務を統括する。</p>
--	--

2 航空官は、上司の命を受け、警察用航空機の運用に関する事務を統括する。

附 則

この規則は、令和8年3月27日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

鳥取県立図書館長 西 尾 麻 都 子

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立図書館システム更新・保守業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書及び仕様書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和14年2月28日まで

(4) 入札方法

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める書類等を提出しなければならない。

イ 入札は、紙入札により行うものであること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、(1)に掲げる調達案件に係る必要な機器等の金額を合計し消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税又は非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、次の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 文具・事務用機器類の事務・OA機器

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和8年3月2日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達のお知らせ日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

カ 本件公告に示した業務を期間内に確実に履行できる者であること。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

ク 本件公告に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、(1)のア及びウからキまでの要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が競争入札参加資格を有するとともに、次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 文具・事務用機器類の事務・OA機器

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和8年3月2日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置

(テ) 解散後の契約不適合責任

(ト) 解散後の著作権

(ナ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立図書館

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0017 鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館

電話 0857-26-8155

電子メール toshokan@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月24日(火)から同年3月17日(火)までの間にインターネットの鳥取県立図書館のホームページ(<https://www.library.pref.tottori.jp/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日(火)から同年3月17日(火)までの日の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

なお、同年2月28日(土)及び3月12日(木)は休館日のため、鳥取県立図書館駐車場側の職員通用口から入館すること。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年4月7日(火)午後2時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月6日(月)午後5時までとする。

イ 場所

〒680-0017 鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館2階 大研修室

なお、落札者の決定は、入札説明書に示すところにより後日評価の上決定し、通知する。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年3月17日(火)正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、鳥取県立図書館システム更新・保守業務総合評価競争入札審査会を設けて行う企画提案書等の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札参加者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「鳥取県立図書館システム更新・保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更することがある。

エ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わない。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Update and Lease, Maintenance of server computer system of Library, 1 set

(2) 2026-03-17 12:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2026-04-07 14:00 : Time-limit for submission of tenders

(2026-04-06 17:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

- (4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Library, Tottori Prefectural Board of Education 101 shotoku-cho, Tottori-shi, Tottori 680-0017 Japan
TEL : 0857-26-8155